

# 電子契約の導入について

門真市では、事業者の負担軽減のほか、契約事務の効率化及びペーパーレス化をさらに進めるため、令和5年10月1日より建設工事・建設工事に係るコンサルタント業務・物品の調達及び修理並びに印刷物等の発注に係る契約（入札案件に限る）において電子契約を導入します。その後、順次対象を拡大していき、令和6年4月1日より委託・賃貸借等も含めた門真市におけるすべての案件を対象に、本格導入する予定としています。

紙文書での契約も引き続き可としますが、事業者のみなさまにおかれましては、ご協力をよろしくお願いいたします。

## 電子契約とは

電子契約とは、記名押印をした紙文書に代えて電子署名をした電子文書によって契約を締結するもので、契約締結までの流れは、別紙のようになります。

## 電子契約のメリット

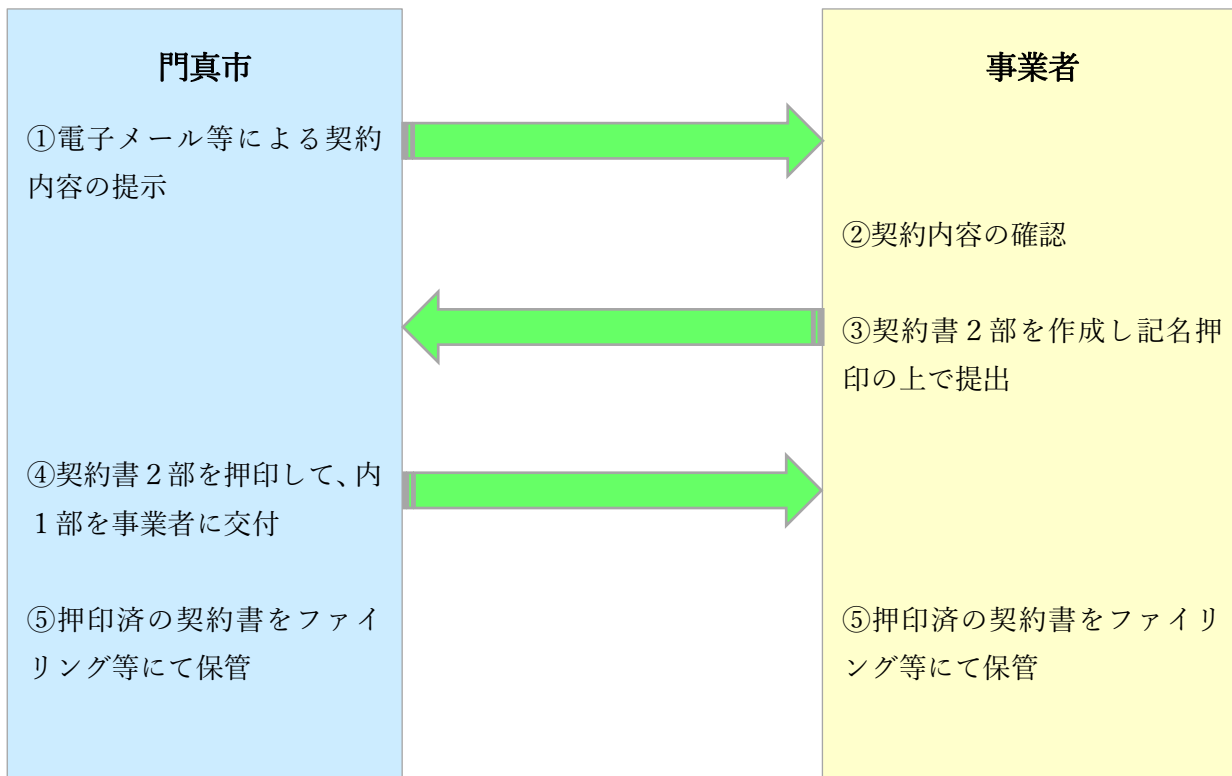
- ① 事業者の負担軽減
  - ・ 出社して押印しなくても、契約を締結することができるようになります。
  - ・ 来庁していただくことなく、契約を締結することができるようになります。
  - ・ 印紙が不要になります。
- ② 契約事務のペーパーレス化、効率化（印刷、製本、押印作業等）
- ③ 保管スペースの確保（バインダー等にてファイリングするための保管場所の確保が不要）

## 利用にあたって

電子契約の利用にあたっては、落札時等に、電子契約の意向確認と事業者の内部で契約締結権限を与えられている方の氏名、所属、役職、メールアドレスを届け出いただきます。詳細は、対象案件の入札時等にお知らせします。

別紙

・紙文書による契約（従来）



・電子による契約

